

指定障害福祉サービス事業所の指定の一部効力停止について

横浜市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」といいます。）に基づく監査を実施した結果、居宅介護事業に関する不正申請等の事実を確認したため、次のとおり行政処分を行い、通知しましたのでお知らせします。

1 処分対象の事業者（法人）

- 事業者の名称 有限会社イカリ薬局
- 事業者の所在地 横浜市旭区中希望が丘101番地
- 事業者代表者 取締役 高橋 百合子

2 処分対象の事業所

- メディケア介護希望が丘
ア 事業内容 居宅介護
イ 所在地 横浜市旭区中希望が丘113番地9
ウ 指定年月日 平成22年12月1日

3 処分内容

- 処分内容 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止・3か月間）
- 処分年月日 令和6年6月28日
- 処分期間 令和6年7月1日～令和6年9月30日

4 処分理由

- 実地指導において、職員（サービス提供責任者）の在籍期間を偽った虚偽の資料を提出し、退職後も在籍していたかのように装う虚偽の報告を行った。
- 指定申請において、既に退職した職員（サービス提供責任者）の名義を使用した虚偽の書類を提出し、不正の手段により指定を受けた。

5 利用者について

本処分により、事業所を現に利用している方への影響は生じません。

お問い合わせ先

| | |
|---------------------|------------------|
| （指定の一部効力停止処分に関すること） | |
| 健康福祉局障害施策推進課長 中村 剛志 | Tel 045-671-3569 |
| （事業所の監査・指導に関すること） | |
| 健康福祉局障害自立支援課長 今井 智子 | Tel 045-671-4130 |

【参考】関係法令（抜粋）

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）
（指定の取消し等）

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 指定障害福祉サービス事業者が、第 48 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

9 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の指定を受けたとき。